教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

平成25年9月9日　新潟県教育委員会

1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日

(1)　中学校教諭1級普通免許状（英語）、昭59中1普第416号、昭和60年3月20日

(2)　高等学校教諭2級普通免許状（英語）、昭59高2普第404号、昭和60年3月20日

(3)　高等学校教諭専修免許状（英語）、平16高専第284号、平成16年5月28日

2　失効年月日　平成25年8月29日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年八月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月三十一日

掲載頁　八十六頁（号外第十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月三十一日

掲載頁　八十五頁（号外第十九号）

平成二十五年九月九日

東京都大田区京浜島二丁目四番八号

（甲）いすゞ電業株式会社

代表取締役　元上　敏春

東京都目黒区下目黒二丁目二三番二四号

（乙）ヤスヰ電業株式会社

代表取締役　元上　敏春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月九日

東京都港区六本木二丁目一番二〇号

合同会社ＫＮＩパートナーズ

代表社員　野口　寛之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十月中旬から十一月上旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年九月九日

北海道根室市昆布盛一四九番地一二

クリーンエナジーファクトリー株式会社

代表取締役　鎌田　宏之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年九月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年九月九日

神奈川県藤沢市鵠沼神明二丁目五番一〇号

松尚株式会社

代表取締役　新國　洋暉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年九月二十四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十月十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年九月九日

福岡県北九州市小倉北区木町一丁目七番八号

株式会社テムザック

代表取締役　高本　陽一

株式交換につき通知公告

当社は、カルナバイオサイエンス株式会社（住所神戸市中央区港島南町一丁目五番五号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

平成二十五年九月九日

東京都文京区本郷四丁目一番四号

株式会社ＰｒｏｂｅＸ

代表取締役　木村　廣道

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式一千株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年九月九日

大阪市生野区林寺四丁目七番五号

ヤマト交通株式会社

代表取締役　坂東　哲雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年九月九日

石川県金沢市尾張町一丁目四番一二号

株式会社彦田

代表取締役　彦田　恵子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるバーナード・リチャード・コーティス・ブリジャーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月九日

東京都江東区永代二丁目三一番一号

インテコグループサーヴィスリミテッド

日本における代表者

バーナード・リチャード・コーティス・ブリジャー

限定承認公告

本籍栃木県佐野市若松町六一八番地、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂新町三丁目八番二〇号　被相続人　亡　金子　愼介

右被相続人は推定平成二十五年五月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年八月三十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目二番二一二〇一号　相続財産管理人　金子　知博

神奈川県横浜市中区相生町一丁目一五番地第二東商ビル五階

右代理人弁護士　福田　盛行

限定承認公告

本籍福岡県朝倉市甘木一七五四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳原　正弘

右被相続人は平成二十四年十二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階　限定承認者柳原まや子

代理人弁護士　江後　利幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金五億六千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年七月三十日付官報の号外第一六五号七十七頁に掲載されています。

平成二十五年九月九日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

シャイニング・ノヴァ第4号特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を四千万円減少し八億一千八百万円とし、発行済優先出資総口数一万七千百六十口を一口に対して五万円をもって一万六千三百六十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は八百口、消却の方法は任意有償消却とし、消却に要する金額は四千万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十四年十月二十六日付官報の号外第二三三号一一二頁に掲載されています。

平成二十五年九月九日

東京都中央区日本橋兜町四番三号

Ｓａｋｕｒａ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月九日付第一九七号四八二十一日付参会第二九号二八月官報目録一二ページ

◉付録　ページ●同日付政府調達第一七〇号二四ページ●六月四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）